

第31回水戸市農業委員会総会会議録

会長 笹沼恭一は、令和8年1月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（21名）

1番 岡田 幸一	2番 松橋 裕子	3番 笹沼 恭一
4番 市村 正司	5番 安藏 久男	6番 飛田 信広
8番 一木 克昭	9番 安 邦弘	10番 皆川 晃
11番 吉澤 勇	12番 大圖 金雄	13番 軍地 美代
14番 渡邊 京子	15番 外岡 健寿	16番 雨貝 裕
17番 関 成一	18番 高安 幸一	19番 雨谷 克己
20番 深谷 泉	21番 今関 征一	24番 高橋 基

欠席委員（2名）

7番 小松崎 陽子 22番 浅井 紘一

事務局

事務局 長	吉川 正浩	次 長	岩間 雅徳
次 長 補 佐 兼調査広報係長	海野 尚史	農地係 長	谷津 知一
農地係	塚田 一平	農地係	野村 俊貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 事務局職員の人事について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。

本日は、本年初めての総会ということになりました。本年もよろしく願いいたします。

本日出席予定の方全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。笹沼会長、よろしくお願いします。

会 長 改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。

2026年、皆さんには希望に満ちた新年を迎えられたことと存じます。また、昨年皆さんには大変ご協力いただきまして、スムーズに農業委員会の運営ができましたことを感謝申し上げます。

新年に入りまして、激動の1年が始まろうとしております。まず、海外に目を向ければ、トランプ大統領が今までかつてないような武力行使でベネズエラの大統領を拉致したということから始まりまして、次はグリーンランドに対しても武力行使も辞さないということになっております。

そしてまた、国内では年明け早々高市総理が衆議院の解散ということをごわせますので、本当に大変な1年になるのではないかと考えております。

また、本日のニュースで、山梨県の山火事が約100ヘクタール燃えていて、まだ鎮火の目途が立っていない。神奈川県でももう既に17ヘクタールも燃えて、まだ燃え続けているということでした。本日の推進協議会の中で事務局から話があると思いますが、水戸市でも遊休農地が荒れていくと、火災が危惧されるので、新たに火災予防条例が改正されました。いずれにしましても、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第31回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は21名、欠席委員は2名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
16番の雨貝裕委員，17番の関成一委員，よろしくお願いいたします。

議 長 初めに、議案の訂正があります。事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第31回総会（訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は議案書の12ページの最上段になります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項です。訂正内容は2か所あります。

訂正内容の1点目は、契約内容の欄で年額の所が月額になります。2点目は、地目の畑が漏れておりました。おわびして訂正いたします。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第31回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が29件，農地法第4条の審議案件が4件，農地法第5条の審議案件が18件です。公売参加に係る適格証明願が1件，土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が6件，農地法第4条の届出が5件，農地法第5条の届出が22件，農地法第18条第6項の通知が1件，制限除外の農地の移動届が1件，登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして89件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番，皆川晃委員にお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたしまして、事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番, 軍地です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当であると思われるので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。許可相当と思われますので，ご審議のほどお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項，第5項及び第27項は関連がありますので，まとめて上程いたします。事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項と第5項及び議案書7ページ最上段の第27項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

契約内容は第4項，第27項が賃貸借，第5項が使用貸借であります。受人は新規就農のため申請地を賃借し，または借り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。第4項，第5項，それから第27項は関連がありますので，まとめて発言いたします。第4項，第5項については，調査検討の結果，法令に照らして許可相当と思われます。また，第27項は深谷委員が調査検討の結果，法令に照らし許可相当とのことです。そのため，3件とも許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま

す。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

3番、笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項と第9項は関連がありますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項と第9項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第8項、第9項ともに、契約内容は交換であります。それぞれの受人は以前から耕作しているため、申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関して調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆
様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件についても調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく

お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしく願います。

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項の説明として、特例制度による申請案件ですので、事前にその説明をいたします。

まず、お手元の農福連携ガイドブックと書かれた参考資料をご覧ください。

こちらは、福祉分野で農地を利用したい場合について、国が作成しておりますガイドブックを抜粋した資料になります。

1 ページを開いていただき、2 枚目の見開きでいうと右側になるのですが、2 枚目の資料の上部(2) 社会福祉事業等の目的で農地を購入、又は借りる場合とあるページをご覧ください。

こちらの中の四角枠で囲まれた部分をご覧ください。

読み上げます。「社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人(医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人)として、農地の権利設定について農業委員会による農地法の許可を受けることで、農地を購入、又は借りることができます。」とあります。

許可を受けるに当たっての確認事項につきましては、記載されている以下の3点となっており、一般の農地法第3条要件より緩和されております。農地法では農地法施行令第2条第1項ハに不許可の例外として定められております。

この資料の説明を踏まえまして、議案の説明をいたします。

第19項でございますが、契約内容は賃貸借であります。受人は社会福祉業を営んでおり、主に障害者就労支援施設の事業所を運営しております。その施設の入所者の園芸療法を目的として申請地を賃借したい旨の申請であります。

農地法施行令第2条第1項ハの規定により、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番，渡邊です。

農福連携事業の一環として農地を貸し出して干し芋を作るということです。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項と21項は関連あります。まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項と第21項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第20項，第21項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は以前から耕作しているため，申請地を交換し，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番，渡邊です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

22番、浅井委員の代理として調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第16項とは関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第16項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第24項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。3条申請は、太陽光発電パネル部分について、耕作の用に供されている農地の上部に設ける権利の部分になります。

議案書の11ページ最下段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第16項の説明でございますが、契約内容は賃貸借の設定でございます。5条申請は、太陽光発電パネルを支える支柱等の一部分の転用のために設ける権利の部分になります。

申請人は、令和4年12月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するため、賃借権を設定したい旨の一時転用申請でございます。耕作者は、農地を借りて耕作しており、栽培している作物は榊でございます。申請地は、農振農用地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定により一時転用として設置できるものとなっております。一時転用期間は3年であります。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も浅井委員の代理として調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項とは関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項ござ

いますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第25項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書の12ページ最上段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項の説明でございますが、契約内容は賃借権の設定でございます。申請人は、令和4年12月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するため、賃借権を設定したい旨の一時転用申請でございます。耕作者は、所有農地で耕作しており、栽培している作物は榊でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定により一時転用として設置できるものとなっております。一時転用期間は3年であります。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も浅井委員の代理として調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も浅井委員の代理として調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思わ

れますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項及び第29項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項と第29項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第28項、第29項ともに契約内容は売買であります。受人は、以前から耕作していたため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

第28項、第29項は、1番、岡田委員とも関連しますので、岡田委員と調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。

この件に関して調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地

に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
や山林に囲まれた小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されま
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議
をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われま。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，一時転用期間は3か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関して調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、JR内原駅から500メートル以内の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売

に参加するため、証明願が提出されたものでございます。入札期日、開札期日ともに令和8年1月29日でございます。

以上でございます。

議 長 願出人の住所地と土地の担当委員が違いますので、両委員から意見をいただきます。

まず、住所地の関係委員は私ですので、皆川委員に代理でご発言をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言です。調査検討の結果、適格者と思われまますので、ご審議をお願いします。

議 長 次に、土地の関係委員として今関委員ご意見ををお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。調査検討の結果、適格者と思われまますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。
事務局からどうぞ。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

皆様のお手元でございます資料別紙1をご覧くださいと思います。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、米沢町の畑3,439平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名と事務局職員1名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認するというごことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしのごことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和8年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2万5,197平方メートル、畑が設定面積2万3,226平方メートル、設定者15名、取得者13名でございます。

賃借権等の設定日は、令和8年3月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしのごことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 次に、議案第7号 事務局職員の人事についてを上程します。
事務局から説明いたさせます。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

皆様、お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第7号 事務局職員の人事についてでございます。

事務局職員の人事について、会長へ一任することで同意を得たい。

令和8年1月13日提出。

水戸市農業委員会会長，笹沼恭一。

参考といたしまして、農業委員会等に関する法律を記載してございます。

第26条第1項農業委員会に職員を置く。第3項職員は、農業委員会が任免すると定めていることから、慣例によりまして、会長に事務局職員の人事を一任することについて皆様にご提案するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、会長に一任することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、事務局職員の人事については会長に一任することに決定いたします。

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号，報告第5号，報告第6号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第31回総会を閉会いたします。
ご審議いただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時18分